

長期優良住宅化リフォーム推進事業

通年申請タイプ

通年申請タイプは、**これまでに本事業を実施したことがない施工業者等**を対象とし、**提案・採択の手続きを経ずに補助金の申請を受け付ける**制度です。

以下のすべてを満たす施工業者を対象とします。

これまでに「通年申請タイプ」の交付申請をしたことがない事業者

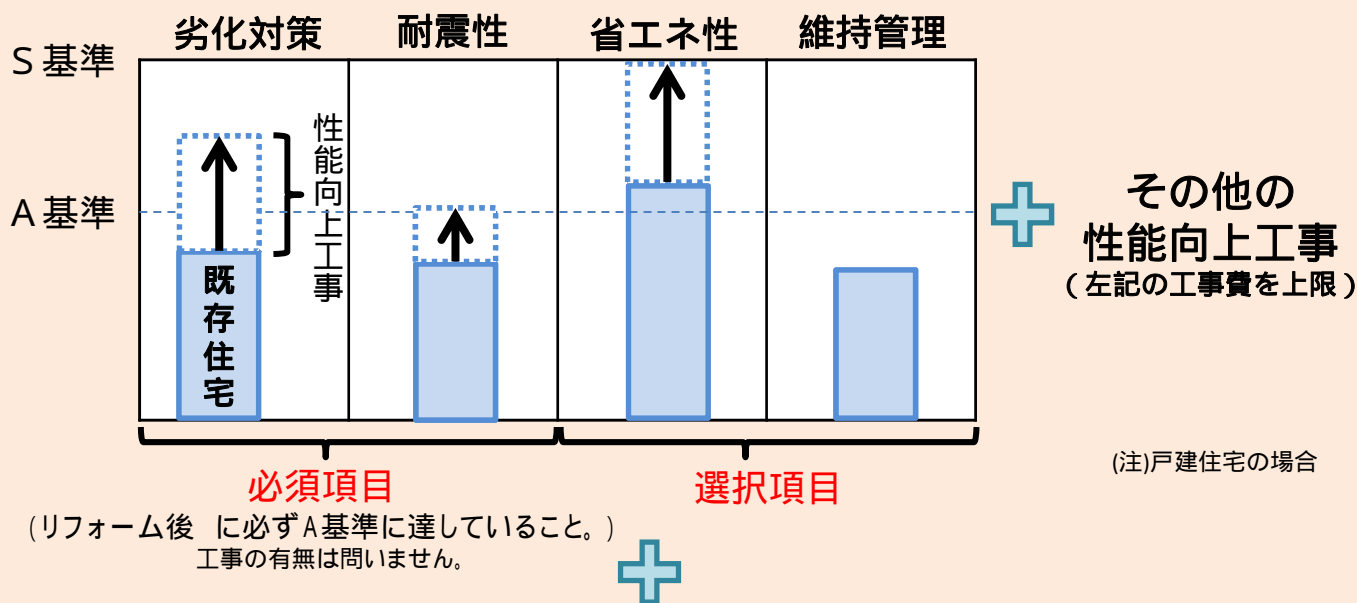
のうち、H26年度補正予算～H27年度予算（追加公募含む）事業で採択を受けている事業者のうち、未確定採択枠が無いが、採択額から交付決定額を減じた未確定採択枠の残額が、100万円未満の事業者

平成27年10月30日より交付申請者の要件を緩和しました

どのような工事が対象になるの？

劣化対策や耐震性、省エネ対策など**住宅の性能を一定の基準まで向上させる工事**が対象となります。また、これらの性能向上工事と一体的に行われる他の工事も、一定の範囲で対象となります。なお、劣化対策と耐震性はリフォーム工事後にA基準を満たしていることが要件となります。

<対象工事のイメージ>



インスペクション

+



リフォーム履歴

+



維持保全計画 等

どれくらい補助金が出るの？

- 補助率：1 / 3
- 申請は1住戸（共同住宅等共用部分は1棟）に限り、かつ補助限度額100万円
すべての性能項目でS基準を満たす場合は200万円

S基準、A基準とはどのような基準ですか？

劣化対策、耐震性、省エネルギー対策、維持管理・更新の容易性等について、長期優良住宅化に資する水準として設定したものです。

- ・ S基準：新築の長期優良住宅と概ね同程度の水準（一部代替基準あり）
- ・ A基準：S基準には満たないが一定の性能向上が見込まれる水準

劣化対策(必須)

以下について、一定の措置

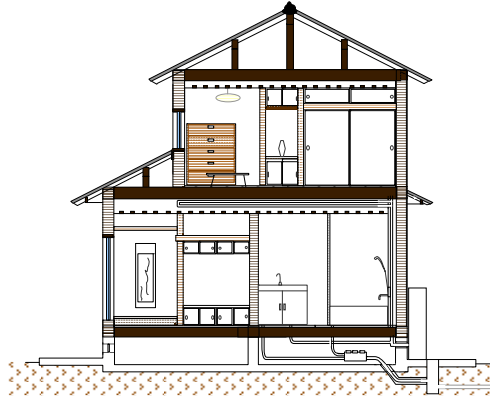
- ・ 外壁の軸組等
- ・ 地盤、基礎、土台、床下
- ・ 浴室及び脱衣室
- ・ 小屋裏

耐震性(必須)

以下のいずれか

- ・ 新耐震建築物
- ・ 耐震診断iw 1.0
- ・ 耐震等級(倒壊等防止) 1

< A基準の概要（木造住宅の場合） >



省エネルギー対策

以下のいずれか

- ・ 断熱等級3 + 開口部断熱
- ・ 一次エネ等級4 + 断熱措置
- ・ 省エネ改修事業相当

維持管理・更新

専用配管の構造について、以下のいずれか

- ・ 維持管理対策等級2
- ・ 同等の代替措置

誰が申し込むのですか？

リフォーム工事を行う施工業者です。



どのように申し込めばいいですか？

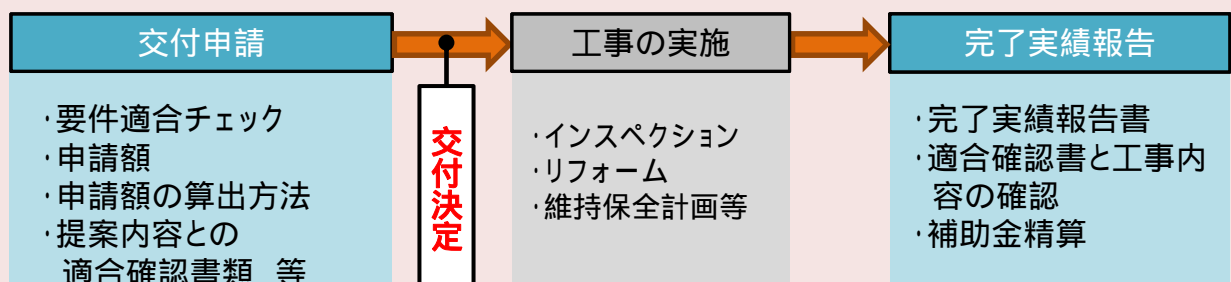
長期優良住宅化リフォーム推進事業実施支援室のホームページで公表します。

- ・ 事務局ホームページ http://www.choki-r-shien.com/h27_tsuunen/
- ・ 問合せ先 toiawase@choki-r-shien.com

- 申請受付期間は平成27年7月31日～平成28年3月11日 です。

締め切りが延期されました

< 事業の大まかな流れ >



全てS基準の場合は評価機関による審査が必要です。